

# 新制度 Q&A

Q 利用手続きはどうなりますか？

A 新制度では、お子さんの年齢や保護者の就労状況に応じて「保育の必要性」の『認定』を受けていただくこととなりますが、手続きの時期や流れが大きく変わるものではありません。

Q 利用料金が上がりますか？

A 幼稚園に支払う利用料金が、保護者の所得に応じて町が定める額となります。ただし、私立幼稚園で新制度に移行しない場合は、利用料金も現行どおり定額です。

Q 幼稚園の預かり保育はこれからも利用できますか？

A 幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」として、従来と同じようにご利用いただけます。



## 町の取り組み状況

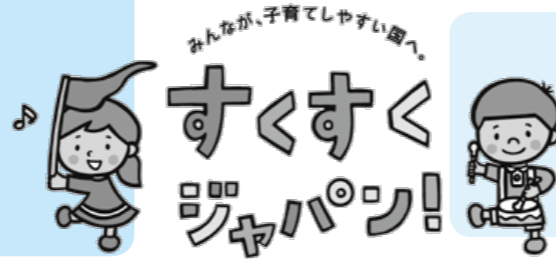
### 1 子ども・子育て会議を設置

学識経験者や保護者の代表の方、教育や保育の関係者などで構成する「大磯町子ども・子育て会議」を設置しました。町の子育て支援の現状や、現在策定している計画の内容について議論を行っています。

### 2 ニーズ調査の実施

昨年11月に「大磯町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ調査」を実施しました。町内の未就学児がいる全世帯を対象に調査しました。

- ・ 発送数 1,544 件
- ・ 回収数 940 件(回収率 60.9%)



### 3 子ども・子育て支援事業計画の策定

ニーズ調査結果をもとに、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「大磯町子ども・子育て支援事業計画」を策定していきます。

## 新制度のポイント

### 1 「認定こども園」の普及

認定こども園とは、幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ施設です。保護者の就労状況に関わりなく利用できるため、例えば、3歳以上の場合、保護者が仕事を始めた(辞めた)などで就労状況が変わっても、通いながれた園を継続利用できます。※現在、大磯町に「認定こども園」はありません。

### 2 多様な保育施設の確保

少人数の子どもを預かる小規模保育施設などに新たに財政支援を行うことで、待機児童の多い3歳未満児の保育施設を確保していきます。

### 3 地域の子ども・子育て支援を充実

急な用事などの際に利用できる「一時預かり」「延長保育」、育児相談や親子同士の交流が出来る「つどいの広場」など、地域のニーズに応じたサービスの充実を図ります。

来年4月スタート!

# 子ども・子育て支援新制度

子どもたちが健やかに成長し、すべての家庭で安心して子育てができるよう、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が、本格的にスタートします。

問 子育て支援課 ☎ 内線305・317

はじまります! 子ども・子育て支援新制度

みんなが、子育てしやすい国へ。すくすくジャパン!

## パブリックコメントを募集しています

町では、『子ども・子育て支援新制度の施行に伴う各種基準を定める条例(案)』に対するパブリックコメントを募集しています。

ぜひ、皆様のご意見をお寄せください。

▶意見募集期日：8月10日(日)まで

▶閲覧場所：町民情報コーナー(役場本庁舎、国府支所)、子育て支援窓口、町ホームページ

▶意見提出方法：郵送(持参)、FAX、Eメール。※電話、口頭での受付は行いません。



## 新制度による変更点

幼稚園を利用する場合	
	新制度(平成27年度から)
利用料金	施設が設定(全ての利用者が同額) 施設の選択により2パターン ①利用者の所得に応じて町が設定 ・全ての公立幼稚園 ・新制度に移行する私立幼稚園 ②施設が設定(従来どおり) ・新制度に移行しない私立幼稚園
利用申込	希望する施設に直接申し込み ※ただし、上記①に該当する施設の場合は、「認定」の申請が追加されます。

保育園を利用する場合	
	新制度(平成27年度から)
利用料金	所得に応じて町が設定 ※ただし、下記②に該当する場合は、①より低額となる予定です。
保育時間	保護者の就労などにより2パターン ①標準時間(1日11時間以内) ②短時間(1日8時間以内)
利用申込	町に申し込み ※『認定』の申請が追加されます。

## 教育・保育施設を利用するには「認定」が必要です!

新制度では、幼稚園や保育園などへの入園を希望する保護者からの申請に基づいて、町が「保育の必要性」を認定します。認定を受けると、町から認定証が交付されますので、それぞれの認定区分に応じた施設を利用できます。※新制度は平成27年度から本格的にスタートしますが、入園の手続きは平成26年10月ごろを予定しています。※新制度に移行しない幼稚園を利用する場合は、「認定」は必要ありません。

